

測量法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見募集について

令和元年 11月 18日
国土交通省土地・建設産業局

国土交通省では、別紙のとおり、測量法施行規則を改正することを検討しています。
つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。
なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

〈意見募集要領〉

1. 意見募集対象

測量法施行規則の一部を改正する省令（案）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和元年 11月 18日（月）から令和元年 12月 18日（水）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

②電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-public-comment-sokuryo@gxb.mlit.go.jp

③FAXの場合

FAX番号 03-5253-1555

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 意見募集担当あて

④郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 意見募集担当あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させてい

ただ可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111（内線 24813、24816）

(意見提出様式)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課意見募集担当あて

測量法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見

(該当箇所)

(意見)